

平成 25 年 1 月 25 日

各 位

上 場 会 社 名 テ ク ノ ア ル フ ァ 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 青 島 勉
(コード番号：3089 JASDAQ)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 マ ネ ー ジ ャ ー 安 積 良 典
電 話 番 号 (03) 3492-7421

定款の変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 1 月 25 日開催の取締役会において、平成 25 年 2 月 27 日開催予定の当社第 23 回定時株主総会に下記の通り定款の変更を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ① 社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第29条（社外取締役の責任免除）の規定を新設するものであります。
- ② 社外監査役として有用な人材の登用を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため、定款に第38条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は以下の通りであります。

現行定款	変更案
(新設)	<u>第29条（社外取締役の責任免除）</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (以下条数繰り下げ)
(新設)	<u>第38条（社外監査役との責任限定契約）</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (以下条数繰り下げ)

(注) 変更箇所到下線を付しております。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 2 月 27 日（水曜日）
定款変更の効力の発生日 平成 25 年 2 月 28 日（木曜日）

以 上